

## SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)を活用したフレイル予防事業について(概要)

### 1.SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)とは

民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の手法の一つであり、民間の資金提供者から調達した資金を基に事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が成果に応じて資金提供者に費用を支払う仕組み。

### 2.フレイルとは

フレイルとは、虚弱を意味する「frailty」(フレイルティ)から作られた言葉で、加齢とともに心身の活力が低下した状態を「フレイル」といいます。フレイルには、身体的フレイルだけではなく、心理的フレイル、社会的フレイルがあり、それらが相互に影響しています。

### 3.平成30年度 飯塚市フレイル予防事業

#### ①対象者…市内在住の65歳以上の方

#### ②事業内容(主なもの)

\*フレイル予防サポーター養成講座(年2回)

…介護予防に意欲ある市民の方が、本講座を受講し、サポーターとして登録。登録後、各地区で開催するフレイル予防プログラム時のフレイルチェックなどへ参加し支援を行っている。(平成31年1月末時点登録者数94名)

\*フレイル予防に関する市民啓発講演会(年1回)

\*フレイルチェック事業(サポーター養成講座開催時に実施:年2回)

\*フレイル予防プログラム(市内11地区:各地区原則全12回)

…概ね6ヶ月の期間で実施し、初回と最終回にフレイルチェックを行い、その間の10回は既存の介護予防プログラムを活用し、全12回のフレイル予防プログラムを各地区で実施。

### 4.SIBを活用したフレイル予防実証事業の概要(案)

本事業の実施に当たり、本市と福岡地域戦略推進協議会(FDC)で協定書締結予定。

#### ①対象者…市内在住の60才以上の方(100名程度を想定)

#### ②事業内容

\*フレイル予防の普及啓発

\*フレイルチェック事業

\*フレイル予防プログラム

\*フレイル予防実施データの収集・分析(検証・評価)

#### ③各主体の役割

○行政:飯塚市…参加者募集等の周知、広報など各種協力

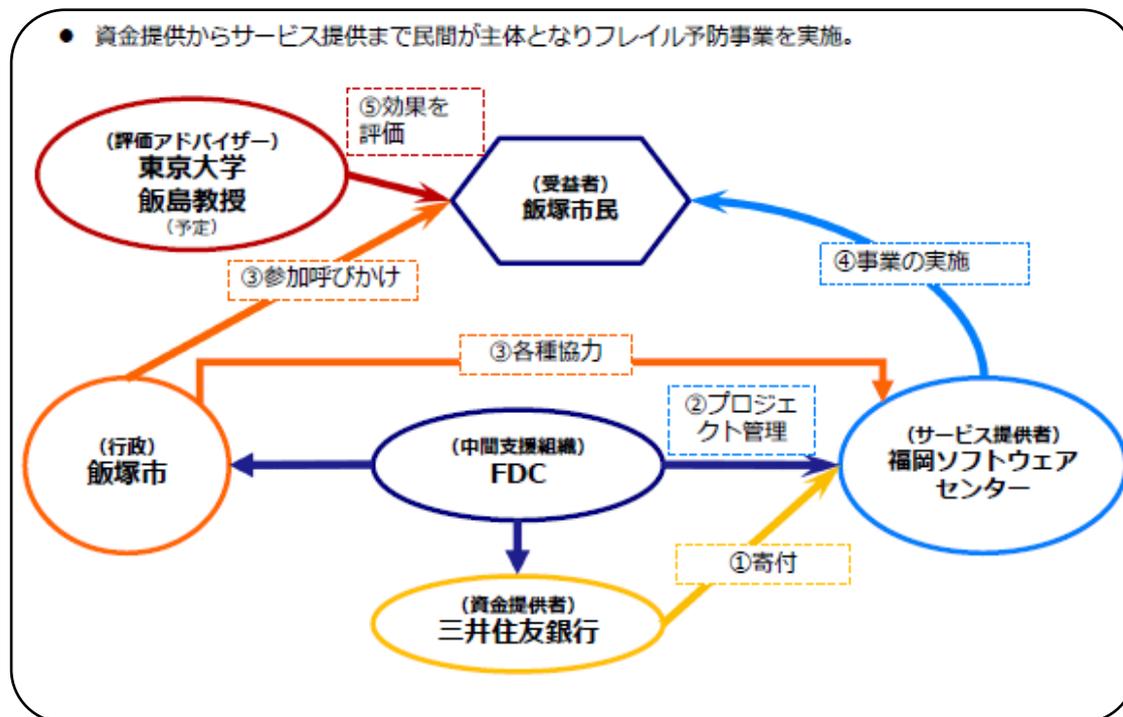
○サービス提供者:福岡ソフトウェアセンター…本事業の実施主体

○資金提供者:三井住友銀行…100万円の寄付

○中間支援組織:FDC…本事業のコーディネートや関係者間調整等

○評価アドバイザー:東京大学飯島教授を予定

■SIBフレイル実証事業スキーム(案)



5.実施期間

協定締結日から2020年3月末までを予定

6.今後(実証事業開始後含む)の検討事項

- ①予防プログラムの内容、回数、期間及び実施場所等の検討
- ②アウトカム指標の選定
- ③事業延長の可否等

飯塚市とソフトバンク株式会社との  
教育事業連携に関する協定書

飯塚市（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、  
次のとおり教育事業連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がIoTやロボットと共生する未来の社会で活躍する人  
材育成を見据え、ICT利活用をベースとし、相互の知的、人的、物的資源の活用を  
図ることにより、教育・学習環境を整備することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して、協力  
する。ただし、その具体的な施策内容並びに施策における両当事者の権利及び義  
務については、別途協議の上、書面により定めるものとする。

- (1) ICTの利活用に関すること。
- (2) 教育環境づくり（2020年から必修化されるプログラミング教育に関するこ  
となど）
- (3) 先端技術が活用できる人材育成に関すること。
- (4) その他、両者が協議し合意したこと。
- (5) 前各号に係る情報発信に関すること。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、平成30年11月1日付で締結した機密保持契約に則り、両  
者が保有する機密の保持を行う。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。  
ただし、本協定の期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも解約の申  
出が無いときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解約）

第5条 甲又は乙が、協定の解約をする場合は、解約を行う希望日の2か月前までに  
相手方当事者に書面で通知しなければならない。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の  
上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通  
を保有する。

平成31年1月10日

甲 飯塚市  
代表者 飯塚市長 片 峯 誠



乙 東京都港区東新橋1丁目9番1号  
東京汐留ビルディング  
ソフトバンク株式会社  
人事総務統括 CSR統括部  
統括部長 池田昌人



## 飯塚市とソフトバンク株式会社との教育事業連携に関する協定締結式

### 1. 概要

|    |  |   |
|----|--|---|
| 日時 | 2019年1月10日(木) 13:30～14:30 (13:00受付開始)  |   |
| 会場 | 飯塚市本庁舎 3階 庁議室  |   |
| 内容 | 飯塚市とソフトバンク株式会社との教育事業連携に関する協定締結式  |   |
|    | <p>&lt;フロー&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>出席者紹介</li> <li>協定の概要説明</li> <li>協定書交換 ※写真撮影</li> <li>挨拶(飯塚市)</li> <li>挨拶(ソフトバンク)</li> <li>Pepperプログラミングデモ<br/>幸袋小学校</li> <li>写真撮影</li> <li>質疑応答</li> </ol> | <p>&lt;締結者&gt;</p> <p>飯塚市 市長 片峯 誠</p> <p>ソフトバンク株式会社 人事総務統括<br/>CSR統括部 統括部長 池田 昌人</p> <p>&lt;司会&gt;</p> <p>飯塚市 教育委員会学校教育課<br/>課長 小林 広史</p> |

### 2. 出席者名簿

| 所属         | 役職                 | 氏名                |
|------------|--------------------|-------------------|
| ソフトバンク株式会社 | 人事総務統括 CSR統括部 統括部長 | イケダ マサト<br>池田 昌人  |
|            | CSR統括部 地域CSR部 部長   | クラタトシユキ<br>蔵田 敏幸  |
|            | CSR統括部 地域CSR部 参与   | タシロ ユウイチ<br>田代 雄一 |
| 飯塚市        | 市長                 | カサネ マコト<br>片峯 誠   |
|            | 教育委員会 教育長          | ニシ ダイスケ<br>西 大輔   |
|            | 教育委員会 教育部長         | クハラ ミホ<br>久原 美保   |